

分解度試験等により生成した化学物質等の取り扱いについて

平成16年9月16日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて（平成16年3月25日 薬食発第0325002号 平成16・03・19製局第4号 環企発第040325002号）」の記の4において別途公表するとされた化学物質（元素を含む。）については下記のとおりとする。

記

- 1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項第1号及び同条第6項第1号に該当しないもの並びに同条第3項第1号イに該当する疑いのないものとして取り扱うものとするもの。

Na^+ 、 K^+ 、 NH_4^+ 、 Mg^{2+} 、 Ca^{2+} 、 BO_3^{3-} 、 SiO_4^{4-} 、 PO_4^{3-} 、 SO_4^{2-} 、 F^- 、 Cl^- 、 Br^- 、 I^-

- 2 法第2条第2項第1号に該当しないもの及び同条第3項第1号イに該当する疑いのないものとして取り扱うものとするもの。

Fe^{2+} 、 Fe^{3+} 、 Zn^{2+} 、 Al^{3+}